

宮城県自動車交通環境負荷低減計画（第3期）の策定について

1 計画策定の趣旨

- 平成7年12月1日付け警察庁丙都交発102号「道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針について」の通知を受け、平成8年5月に「宮城県自動車交通公害対策推進協議会」を設置した。協議会において、自動車交通公害対策に係る具体的な取組を検討し、「自動車交通公害防止計画（平成10年3月）」を策定した。
- 第2期計画は、平成19年3月に環境基本計画の個別計画に位置付け、エコドライブ運動等の各種取組を継続的に進めてきた。
- 今年度、終期を迎えるに当たり、県内の自動車保有台数、交通量の増加や東日本大震災の発生等により、自動車交通をめぐる状況が大きく変化する中で、地球温暖化防止等の新たな課題への対応策が求められていることから、第2期計画の現状を評価し、課題を明確にした上で第3期計画を策定するもの。

2 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間（目標年度：令和12年度）

3 計画の概要

- 令和元年度末時点における現計画の環境目標のうち、自動車排出ガスに含まれる大気汚染に係る「二酸化窒素」「浮遊粒子状物質」「微小粒子状物質」については目標を達成したが、自動車交通騒音は達成まであとわずかであった。また、二酸化炭素排出量は、現計画における目標を達成したが、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の目標を基に設定した「平成25年度比で19.6%削減」の達成には、更なる取組が求められる。
- 第3期計画では、目標を達成した項目については、現状を維持するとともに、自動車交通騒音と二酸化炭素排出量への対策に重点的に取り組むこととし、施策体系を見直す。
- 計画の推進に当たっては、「宮城県自動車公害対策推進協議会」の枠組を活用し、効果的な施策の推進を全県的に図る。

4 策定スケジュール

- R2. 8～10 骨子案について意見照会（宮城県自動車交通公害対策推進協議会等）
- R2. 10. 13 パブリックコメント（骨子案）
～11. 12
- R2. 10. 13 県議会環境福祉委員会報告（骨子案）
- R2. 11 中間案について意見照会（宮城県自動車交通公害対策推進協議会等）
- R3. 2. 10 宮城県自動車交通公害対策推進協議会（最終案）
- R3. 3. 23 県環境審議会報告（最終案）
- R3. 3 第3期計画 策定、公表
- R3. 4以降 県議会環境福祉委員会報告

